

証券コード 4923

2019年5月30日

株 主 各 位

京都府久世郡久御山町田井新荒見77番地

コタ株式会社

代表取締役社長 小 田 博 英

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何卒ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権をご行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2019年6月20日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送のほど宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2019年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">午前9時より会場にて、当社製品のご紹介やヘアケアレッスンなどの体験イベントを実施いたします。ぜひご来場ください。</div> |
| 2. 場 所 | 京都市下京区烏丸通塩小路下ル（京都駅ビル内）
ホテルグランヴィア京都 3階 「源氏の間」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第40期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱いたします。
- (2) 株主様の代理人によるご出席の場合は、代理人の人数を1名とし、資格は当会社の議決権を有する他の株主様とさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎定時株主総会終了後、今後の展開に関するご説明を予定しておりますので、引き続きご参加いただきますようお願い申し上げます。
 - ◎本通知は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.cota.co.jp/>) に掲載しております。
 - ◎本通知の株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.cota.co.jp/>) に掲載することによりお知らせいたします。
 - ◎開会間際は受付が混雑いたしますので、お早めにご来場ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、企業価値の持続的な向上と企業体質のさらなる強化を目指しつつ、業績の状況、内部留保の充実並びに配当性向等を総合的に勘案しながら、株主の皆様への利益還元を重視した安定配当を継続していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、1株当たり普通配当18円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 18円

配当総額 293,090,184円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月24日

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会終結の時までとなっておりますので、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残任期間とします。また、本決議の効力は、当社定款の定めにより選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなり、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができることといたしたく存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、以下のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
おか もり ひさ のり 岡 森 久 倫 (1964年7月9日生)	1987年4月 国税専門官 1990年10月 センチュリー監査法人（現 E Y新日本有限責任監査法人）入社 1994年8月 木村税務会計事務所入所 2000年7月 株式会社関西ベンチャーインキュベート取締役（現任） 2003年2月 リンクス監査法人（現 リンクス有限責任監査法人）社員（現任） 2004年12月 K V I 税理士法人代表社員（現任）	－
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 同氏は、税務会計業務に関する豊富な知識と公認会計士および税理士としての経験を十分に活かして、客観的かつ公正な立場に立って経営の監視監督を行うことができることから、引き続き補欠監査役としての選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 同氏が監査役に就任された場合は、東京証券取引所に対し独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、同氏が社外監査役に就任された場合は、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境に改善がみられ、緩やかな回復基調が続いたものの、世界経済の景気減速懸念が表面化し、不安定な情勢で推移いたしました。

美容業界におきましては、来店客数の減少や客単価の伸び悩み等、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社におきましては「美容室とともに女性を髪から美しくする」というコーポレート・スローガンのもと、美容室でのカウンセリングを通じて、来店客に対して付加価値の高いヘアケア提案を行いました。特に、ヘアケアの基本であるシャンプーおよびトリートメントについては、「女性は髪からもっと美しくなれる」という考えに基づき、主力ブランドである「コタ アイ ケア」の美容室での販売を推進することで、多くの『女性のキレイ』を髪から応援してまいりました。また、創業精神である「美容業界の近代化」をベースに、独自のビジネスモデルである「旬報店システムを軸としたコンサルティング・セールス」と「トイレタリーの販売を中心とした店販戦略」を引き続き展開し、美容室の業績向上に向けた提案や経営に関する支援を行いました。

売上高につきましては、店販戦略の主力である「コタ アイ ケア」を中心としたトイレタリーの販売が好調であったことから、前期実績を上回ることができました。

また、売上原価につきましては、増収により増加いたしました。引き続き原価管理の見直し等を行っていることから、売上原価率は前期実績を下回りました。販売費及び一般管理費につきましては、人件費等の増加により、前期実績を上回りました。

これらの結果、当事業年度につきましては、売上高は6,992百万円（前期比3.9%増）、営業利益は1,397百万円（前期比6.3%増）、経常利益は1,400百万円（前期比4.6%増）、当期純利益につきましては、965百万円（前期比0.6%減）となりました。

また、売上高は21期連続の増収、営業利益、経常利益は6期連続の増益と、いずれも過去最高となりましたが、当期純利益は5期ぶりの減益となっております。

なお、当社は美容室向けの頭髮用化粧品、医薬部外品の製造、販売事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の開示は行っておりませんが、売上高の内訳は、以下のとおりであります。

区 分	主 要 品 目	前 期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)		当 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)		増 減 率 (%)
		売 上 高 (千円)	構 成 比 (%)	売 上 高 (千円)	構 成 比 (%)	
トイレタリー	シャンプー・トリートメント等	4,686,152	69.6	4,925,811	70.5	5.1
整 髪 料	ローション・スプレー・フォーム・ワックス等	1,177,465	17.5	1,189,631	17.0	1.0
カ ラ ー 剤	ヘアカラー・ヘアマニキュア等	383,464	5.7	383,268	5.5	△0.1
育 毛 剤	薬用育毛促進剤等	259,479	3.9	265,026	3.8	2.1
パ ー マ 剤	ウェーブ剤・ストレート剤・カーリング料等	126,199	1.9	129,001	1.8	2.2
そ の 他	販売促進用品等	99,272	1.4	99,468	1.4	0.2
合 計		6,732,034	100.0	6,992,208	100.0	3.9

(2) 資金調達の状況

当事業年度は、社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は73,714千円であり、その主なものは、社用車の購入、電話交換機設備の買換え等によるものであります。

なお、これらの所要資金については、すべて自己資金で賄っております。

(4) 会社が対処すべき課題

① 人材育成と働き方改革

会社が着実に成長し永続していくためには、次の世代を担う人材（後継者）の育成が不可欠であります。社内外研修の充実を図り、「コーポレート・ガバナンス ガイドライン」を明瞭かつ確に伝えるとともに、多様な人材を確保し、将来の会社経営を担う人材育成に一層努めてまいります。

また、これまでの仕事のあり方および働き方を見直し、業務効率化や生産性向上を意識した、労働環境の再整備に取り組んでまいります。

② 旬報店の開拓と業績向上

当社の業績を支える根幹は、旬報店の業績向上にあります。「美容業界の近代化」という創業精神（こころざし）を共有できる新規旬報店の開拓を推進するとともに、既存旬報店の成長に資するべく、「旬報店システムを軸としたコンサルティング・セールス」のさらなる拡充に努めてまいります。

③ 積極的なＩＲ活動の推進

これまでのＩＲ活動をベースに、対象者、対象地域および手法等を適宜、改善しながら推進することで、投資家層への浸透を図るとともに潜在的株主の裾野を広げ、株主数の増加、知名度の向上に繋げてまいります。

また、会社の意思決定・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現する観点から、主体的な情報開示と株主との対話のさらなる充実を図ってまいります。

④ 非正規販売対策の推進

当社製品（シャンプー、トリートメント、整髪料等）は、美容室での対面による店舗販売を原則とする製品であります。したがって、美容室を経由しないインターネットや小売店等での非正規販売は、お客様一人ひとりの髪の状態に適した製品を選択することができません。これを放置しては、結果として当社製品のブランド価値の低下を招くとともに、美容室の業績および消費者にも悪影響を与えることから、非正規販売を完全否定するための対策を、より一層進めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 37 期 (2016年3月期)	第 38 期 (2017年3月期)	第 39 期 (2018年3月期)	第40期 (当期) (2019年3月期)
売 上 高 (千円)	6,528,153	6,552,414	6,732,034	6,992,208
経 常 利 益 (千円)	1,130,475	1,233,238	1,338,847	1,400,035
当 期 純 利 益 (千円)	766,502	868,425	971,173	965,046
1 株当たり当期純利益 (円)	39.92	45.24	52.27	53.43
総 資 産 (千円)	8,338,088	9,108,868	9,364,443	9,401,956
純 資 産 (千円)	6,421,887	7,048,695	7,144,777	7,009,060

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

なお、期中平均発行済株式数は、自己株式を控除して算出しております。

2. 第40期 (当期) の状況は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

3. 各期の1株当たり当期純利益は、2016年4月1日付の株式分割 (1 : 1.1)、2017年4月1日付の株式分割 (1 : 1.1)、2018年4月1日付の株式分割 (1 : 1.1) および2019年4月1日付の株式分割 (1 : 1.1) が第37期の期首に行われたと仮定して算定しております。

(6) 主要な事業内容

当社では、美容室向けの頭髮用化粧品、医薬部外品の製造・販売を主な事業としております。

(7) 主要な営業所及び工場

- ① 本 社：京都（京都府久世郡）
- ② 支 店：東京（東京都渋谷区）、名古屋、金沢（石川県野々市市）、大阪
- ③ 営業所：仙台、横浜、千葉、京都、岡山、熊本、鹿児島
- ④ 工 場：京都（京都府久世郡）

(8) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比較増減	平 均 年 齢	平均在籍年数
男 性	212名	7名増	35.9歳	10.9年
女 性	100名	16名増	33.3歳	7.0年
合計または平均	312名	23名増	35.1歳	9.7年

(注) 従業員数は就業人員であります。

2. 株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 56,123,051株
- (2) 発行済株式の総数 16,282,788株（自己株式2,307,972株を除く。）
- (3) 当事業年度末の株主数 12,135名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 英 和 商 事	1,979,069株	12.15%
小 田 博 英	1,061,188株	6.51%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	546,400株	3.35%
加 藤 賢 二	432,258株	2.65%
齋 藤 三 映 子	398,470株	2.44%
片 山 正 規	387,459株	2.37%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	360,300株	2.21%
大 成 化 工 株 式 会 社	350,768株	2.15%
小 田 容 永	248,792株	1.52%
武 内 プ レ ス 工 業 株 式 会 社	242,026株	1.48%

- (注) 1. 当社は、自己株式2,307,972株を保有しておりますが、上記上位10名の株主から除いております。また、持株比率については、自己株式を控除して算出しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切捨てて記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年1月30日開催の取締役会の決議に基づき、2019年3月31日最終の株主名簿に記録された株主に対して、2019年4月1日付で、その所有する普通株式1株を1.1株に分割いたしました。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	小 田 博 英	株式会社英和商事代表取締役社長
常 務 取 締 役	廣 瀬 俊 二	経理部長
常 務 取 締 役	平 田 律 雄	総務部長
取 締 役	則 包 正 二	C S 部長
取 締 役	山 崎 正 哉	経営企画部長
取 締 役	河 村 省 吾	生産部長
取 締 役	原 正 和	弁護士 ナビタス株式会社社外監査役 三露産業株式会社監査役
常 勤 監 査 役	富 永 渉	
監 査 役	村 田 智 之	公認会計士 三笠産業株式会社社外取締役 株式会社ヴィンクス社外監査役 寧薬化学工業株式会社社外取締役
監 査 役	竹 仲 勲	税理士 I T L 株式会社代表取締役 株式会社ジェリフ社外監査役

- (注) 1. 原正和氏は、社外取締役であります。
2. 村田智之および竹仲勲の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役村田智之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役竹仲勲氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当社は、取締役原正和氏、監査役村田智之氏および監査役竹仲勲氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
6. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役原正和氏、監査役富永渉氏、監査役村田智之氏および監査役竹仲勲氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。
7. 片山正規氏は、2018年6月22日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
8. 2019年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏 名	地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	
	変 更 前	変 更 後
廣 瀬 俊 二	常 務 取 締 役 (経 理 部 長)	常 務 取 締 役

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	260,087千円 (7,018千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	31,325千円 (12,465千円)
合 計	11名	291,413千円

- (注) 1. 上記の取締役および監査役の報酬等の額には、定額報酬のほか賞与28,804千円（うち社外取締役723千円、社外監査役1,677千円）および当事業年度に繰入れた役員退職慰労引当金77,347千円（うち社外取締役775千円、社外監査役1,427千円）を含んでおります。
2. 上記の取締役の支給人数には、2018年6月22日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

取締役原正和氏の兼職先であるナビタス株式会社および三露産業株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

監査役村田智之氏の兼職先である三笠産業株式会社、株式会社ヴィンクスおよび寧薬化学工業株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

監査役竹仲勲氏の兼職先であるＩＴＬ株式会社および株式会社ジェリフとの間に重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	原 正 和	当事業年度開催の取締役会18回のうちすべてに出席し、主に弁護士として培われた専門的な知識・経験等から当社経営に関する的確な助言を行っております。
監 査 役	村 田 智 之	当事業年度開催の取締役会18回のうちすべてに出席し、主に公認会計士として培われた専門的な知識・経験等から適宜必要な助言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会13回のうちすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	竹 仲 勲	当事業年度開催の取締役会18回のうちすべてに出席し、主に税理士として培われた専門的な知識・経験等から適宜必要な助言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会13回のうちすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 監査法人和宏事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 代表取締役社長は訓示等で繰り返し遵法性確保の重要性や判断基準等を役職員に伝えることにより、法令および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。

また、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、総務部を中心に役職員教育を行っております。

(ロ) コンプライアンス委員会は、社内のコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めております。社内のコンプライアンスの状況の監査は、内部監査室が定期的に実施し、その結果を代表取締役社長、内部統制委員会、監査役会および会計監査人に報告しております。

また、法令上疑義のある行為等について従業員が直接相談することを可能とするため、相談窓口を社内外にそれぞれ設けております。この相談窓口については、全役職員が常時閲覧可能な社内イントラネットに掲載することにより周知徹底されております。相談を受けた場合はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施いたします。

(ハ) コンプライアンス担当取締役は、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を代表取締役社長およびコンプライアンス委員会に報告いたします。また、各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具現化しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存しております。

取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンスについてはコンプライアンス規程およびコンプライアンスマニュアルを制定しており、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては経営危機管理規程および経営危機管理マニュアルを制定しております。また、リスクが具現化したときの対策については、経営危機対策規程および経営危機管理マニュアルの定めに従い、迅速な対応を図ることとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

組織規程、業務分掌規程および職務権限規程等に定められた意思決定のための社内ルールに従い、適正かつ効率的に職務が執行される体制をとっております。

⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制

(イ) 取締役および部門長は、各担当部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有しております。

(ロ) 内部監査室は、部門ごとに業務全般にわたる内部監査を定期的実施し、その結果を代表取締役社長、監査役会および会計監査人に報告しております。また、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行い業務の適正を確保いたします。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役はその職務を補助するために必要に応じて使用人を置くことができるものとしております。

なお、当該使用人の独立性確保の見地より、人事異動、評価、懲罰については監査役の同意を必要としております。

⑦ 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため、必要に応じて使用人を置き、当該使用人に監査役の指示による調査の権限を認めております。また、使用人に対する監査役の必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合には、代表取締役社長または取締役会に対して必要な要請を行うこととしております。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、内部通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備しております。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定することとしております。

(イ) 具体的には、取締役は次に定める事項を監査役に報告することとしております。

- a. 重要な会議で決議された事項
- b. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- c. 毎月の経営状況として重要な事項
- d. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- e. 重大な法令・定款違反
- f. その他コンプライアンス上重要な事項

(ロ) 使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとしております。

⑨ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役からその職務執行に関する事項の説明を求められた場合およびコンプライアンス違反事項を認識した場合には、速やかに監査役へ報告を行うこととしております。また、使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行われぬよう規程を整備しております。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計等の専門家を活用することができることとしております。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、監査役の求めに応じて意見交換会を設定しております。また、常勤監査役に社内の主要な会議の開催を通知し、その出席および発言の機会を妨げません。また、必要に応じて法律・会計等の専門家に委託し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証しております。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(イ) 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力の排除に向けて、反社会的勢力からの不当な要求を一切受け付けず、警察当局および弁護士等と協力し、連携を図りながら反社会的勢力および団体に対して毅然とした態度で臨むことを基本的な考え方としております。

(ロ) 整備状況

当社は、総務部を対応部署とし、警察当局および顧問弁護士等と協力し、連携を図りながら社内イントラネット等にて情報を提供・共有することで、継続的な啓蒙・教育活動に取り組んでおります。

新規の取引先については、当該取引先が反社会的勢力に該当するか否かを社内においてネットワーク情報等を用いて調査し、該当しないと判断した場合には、社内の所定の手続きを経て、反社会的勢力排除に関する条項を盛り込んだ取引契約書または反社会的勢力排除に関する覚書を当該取引先と締結しております。

また、本社においては京都地区企業防衛対策協議会に所属し指導を受けるとともに、反社会的勢力に関する情報収集を行い、地域企業との連携も図っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

当社は、当社の従業員に対し、コンプライアンスについて定例的な社内研修および教育を行うことにより、法令および社内規程等を遵守するための取り組みを継続的に実施しております。また、当社は、全取締役を委員とするコンプライアンス委員会を定期的に開催し、法令および社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じてコンプライアンス体制を見直しております。

② 情報の保存・管理体制に関する取り組み

当社は、取締役会等の主要会議の議事録、稟議書、会計書類その他の業務執行に関する文書について、文書管理規程その他の関連規程に基づき、法令等に準拠した適切な保存期間を設定し、文書その他の情報を適切に保存・管理しております。また、これらの情報については、全ての取締役および監査役が必要に応じて閲覧できるようにしております。

③ リスク管理体制に関する取り組み

当社は、経営危機管理規程、経営危機管理マニュアルおよび経営危機対策規程を定め、リスクの特定および対応策の策定ならびに定期的な見直しを行い、リスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。また、安全衛生委員会を中心として、全従業員に対し、火災や地震等の災害を想定した訓練を適宜行っております。

④ 取締役の職務の執行に関する取り組み

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役7名で構成し、監査役3名も出席したうえで開催しており、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行を監督しております。

⑤ 監査役の職務の執行に関する取り組み

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査役会に加えて必要に応じ臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づいて会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行っております。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、取締役の職務の執行状況を監査しております。また、常勤監査役は、主要な稟議書を確認し取締役の職務の執行状況を監査するとともに、コンプライアンス委員会等の重要会議に出席し、必要の場合は意見を述べ、監査の実効性を確保しております。

⑥ 内部監査の実施に関する取り組み

内部監査室は、内部監査実施計画書に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施しております。

⑦ 反社会的勢力の排除に関する取り組み

新規の取引先との間における反社会的勢力排除の覚書の締結を徹底するとともに、本社においては京都地区企業防衛対策協議会に所属し指導を受け、反社会的勢力に関する情報の収集と共有を図ることにより、反社会的勢力との関係を遮断しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

しかしながら、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の異動の状況等を常に注視しております。万一、当社株式の大量買付を企画する者が出現した場合には、社外の専門家も交え、当該買付者の意図の確認、事業計画の評価および交渉を行います。そして、当該買付行為が当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資しないと認められた場合には、具体的な対抗措置の要否およびその内容等を速やかに決定して開示し、その上で適切な対抗措置を講ずることの可能性を排除するものではありません。

なお、制度としての敵対的買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つと捉えており、買収行為を巡る法制度の整備や関係当局の判断および見解、社会の動向も見極め、今後必要に応じて検討してまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する長期・安定的な株主還元を重要な経営課題の一つと考えております。将来の事業展開への備えと財務体質の強化のために必要な内部留保に配慮しつつ、継続的・安定的な配当を実施することを目指すとともに、株主価値の向上を図ること等を目的とした株式分割、自己株式の取得等については、市場環境や資本効率等を総合的に勘案したうえで実施することを基本方針としております。

この方針に基づき、内部留保資金の使途につきましては、今後の事業規模の拡大や製造設備・研究開発等の投資、財務基盤の強化、安定的な配当を継続するための原資等として備え、必要に応じて活用したいと考えております。

また、剰余金の配当につきましては、配当性向30%を目途として、継続的・安定的に実施できるよう努めております。

当期の配当につきましては、1株当たり普通配当を18円とさせていただきたく存じます。この結果、当期の配当性向は30.6%、純資産配当率は4.2%となります。

(5) 持続的な成長と中長期的な企業価値向上に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために、最良のコーポレート・ガバナンスを実現することを基本方針としております。

この方針に基づき、当社の基礎となる考え方である「コタベーシック」を構成している「創業精神」、「創業理念」、「経営理念」、「基本理念」ならびに「部門方針」を通じて、企業価値を向上させながら、社会に必要とされる企業であり続けるために、「コーポレート・ガバナンス ガイドライン」を制定しております。

(6) ものづくり（研究・生産）の取り組み

当社では、極めて厳格な品質管理基準に基づき、研究開発から製造まで一貫した「安心・安全」、「高品質」かつ「高付加価値」なものづくりに取り組んでおります。

まず、研究開発面では、髪から女性を美しくする高付加価値、かつ、エンドユーザーに対して安心・安全な製品の開発および品質管理に努めるとともに、産学連携を含めた各分野における基礎研究を進めております。

また、生産面では、安心・安全なものづくりにより、高品質な製品を市場に安定的に供給することで、当社や当社製品に対する信頼の向上に努めるために、最新設備の導入などハード面の充実はもとより、「人の目・人の手」といったソフト面も大切にしたものづくりに取り組んでおります。

当社では、研究・生産におけるこれらの特徴を活かしながら、「女性は髪からもっと美しくなれる」という考え方を具現化した製品を、美容室を通じて提供し続ける方針であります。

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

項 目	第40期 (2019年3月31日現在)	(ご参考) 第39期 (2018年3月31日現在)	項 目	第40期 (2019年3月31日現在)	(ご参考) 第39期 (2018年3月31日現在)
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産	6,115,132	5,958,445	流 動 負 債	1,563,284	1,393,729
現 金 及 び 預 金	3,992,698	3,966,133	買 掛 金	151,259	127,963
受 取 手 形	25,130	22,648	未 払 金	510,671	476,817
売 掛 金	1,263,029	1,283,653	未 払 費 用	166,614	153,180
有 価 証 券	50,000	50,000	未 払 法 人 税 等	409,000	319,000
商 品 及 び 製 品	535,322	457,050	未 払 消 費 税 等	34,364	44,207
仕 掛 品	17,669	15,228	賞 与 引 当 金	208,243	195,877
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	205,204	141,132	販 売 奨 励 引 当 金	46,391	40,982
前 払 費 用	22,427	20,331	そ の 他	36,740	35,700
そ の 他	3,682	2,296	固 定 負 債	829,610	825,936
貸 倒 引 当 金	△32	△29	退 職 給 付 引 当 金	129,191	78,486
固 定 資 産	3,286,823	3,405,998	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	523,742	575,680
(有 形 固 定 資 産)	(2,410,474)	(2,492,442)	資 産 除 去 債 務	41,644	41,542
建 物	1,095,694	1,161,877	預 り 保 証 金	135,033	130,228
構 築 物	17,174	20,872	負 債 合 計	2,392,895	2,219,666
機 械 装 置	57,326	83,747	純 資 産 の 部		
車 両 運 搬 具	26,504	7,883	株 主 資 本	7,008,163	7,143,836
工 具 器 具 備 品	54,868	59,155	資 本 金	387,800	387,800
土 地	1,158,906	1,158,906	資 本 剰 余 金	330,854	330,853
(無 形 固 定 資 産)	(145,496)	(198,179)	資 本 準 備 金	330,800	330,800
ソ フ ト ウ ェ ア	139,226	191,798	そ の 他 資 本 剰 余 金	54	53
電 話 加 入 権	5,970	5,970	利 益 剰 余 金	8,557,129	7,867,613
施 設 利 用 権	300	411	利 益 準 備 金	46,800	46,800
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(730,851)	(715,375)	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,510,329	7,820,813
投 資 有 価 証 券	301,644	292,534	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	90,248	93,324
長 期 貸 付 金	26,041	26,564	別 途 積 立 金	4,100,000	4,100,000
長 期 前 払 費 用	13,483	18,689	繰 越 利 益 剰 余 金	4,320,080	3,627,488
差 入 保 証 金	78,105	78,031	自 己 株 式	△2,267,619	△1,442,429
繰 延 税 金 資 産	307,776	295,756	評 価 ・ 換 算 差 額 等	896	940
そ の 他	3,800	3,800	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	896	940
資 産 合 計	9,401,956	9,364,443	純 資 産 合 計	7,009,060	7,144,777
			負 債 及 び 純 資 産 合 計	9,401,956	9,364,443

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	第40期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)		(ご参考) 第39期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	
売上高		6,992,208		6,732,034
売上原価		1,806,630		1,796,291
売上総利益		5,185,577		4,935,742
販売費及び一般管理費		3,787,627		3,620,523
営業利益		1,397,949		1,315,219
営業外収益				
受取利息及び配当金	3,758		4,930	
その他	23,798	27,557	21,311	26,242
営業外費用				
支払手数料	22,997		—	
その他	2,473	25,471	2,614	2,614
経常利益		1,400,035		1,338,847
税引前当期純利益		1,400,035		1,338,847
法人税、住民税及び事業税	446,990		407,459	
法人税等調整額	△12,001	434,989	△39,785	367,673
当期純利益		965,046		971,173

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 第40期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
						固 定 資 産 圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
2018年4月1日 期首残高	387,800	330,800	53	330,853	46,800	93,324	4,100,000	3,627,488	7,867,613
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△275,530	△275,530
当期純利益								965,046	965,046
固定資産圧縮積立金の取崩						△3,075		3,075	－
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	－	△3,075	－	692,591	689,516
2019年3月31日 期末残高	387,800	330,800	54	330,854	46,800	90,248	4,100,000	4,320,080	8,557,129

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2018年4月1日 期首残高	△1,442,429	7,143,836	940	940	7,144,777
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△275,530			△275,530
当期純利益		965,046			965,046
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
自己株式の取得	△825,190	△825,190			△825,190
自己株式の処分	0	1			1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			△43	△43	△43
事業年度中の変動額合計	△825,189	△135,673	△43	△43	△135,716
2019年3月31日 期末残高	△2,267,619	7,008,163	896	896	7,009,060

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(ご参考) 第39期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
						固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金	
2017年4月1日 期首残高	387,800	330,800	25	330,825	46,800	97,103	4,100,000	2,912,114	7,156,017
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△259,577	△259,577
当期純利益								971,173	971,173
固定資産圧縮積立金の取崩						△3,778		3,778	－
自己株式の取得									
自己株式の処分			28	28					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	28	28	－	△3,778	－	715,374	711,595
2018年3月31日 期末残高	387,800	330,800	53	330,853	46,800	93,324	4,100,000	3,627,488	7,867,613

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2017年4月1日 期首残高	△826,427	7,048,215	479	479	7,048,695
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△259,577			△259,577
当期純利益		971,173			971,173
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
自己株式の取得	△616,076	△616,076			△616,076
自己株式の処分	74	102			102
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			460	460	460
事業年度中の変動額合計	△616,002	95,621	460	460	96,082
2018年3月31日 期末残高	△1,442,429	7,143,836	940	940	7,144,777

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

② その他有価証券 時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しておりま
す。）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっておりま
す。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は
除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び
構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 4～50年

機 械 装 置 8年

工具器具備品 2～20年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却
可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方
法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用
可能期間（5年）による定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

(3) 販売奨励引当金

当事業年度の売上高に係る割戻金等の支払いに充てるため、代理店等への売上高に対して契約に基づく割戻金等の支払見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金として内規に基づく必要額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(ご参考)

前事業年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」108,112千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」295,756千円に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

2,644,558千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当事業年度末 株 式 数
普通株式（株）	16,900,691	(注1) 1,690,069	－	18,590,760

- (注) 1. 2018年4月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。
2. 2019年4月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っており、2019年4月1日現在の発行済株式総数は、20,449,836株となっております。

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当事業年度末 株 式 数
普通株式（株）	1,593,458	(注1) 714,514	(注2) 0	2,307,972

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加714,514株は、2018年4月1日付の株式分割（1：1.1）によるもの159,345株、端数株式の買取によるもの1,444株、単元未満株式の買取請求によるもの3,725株、自己株式の公開買付によるもの550,000株であります。
2. 普通株式の自己株式の減少0株は、端数株式の売却によるものであります。
3. 2019年4月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っており、2019年4月1日現在の自己株式数は、2,538,769株となっております。

3. 剰余金の配当に関する事項

当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額	1株当たり配当金	基 準 日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	275,530千円	18円	2018年3月31日	2018年6月25日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議（予定）	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 金	基 準 日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	293,090千円	18円	2019年3月31日	2019年6月24日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

役員退職慰労引当金	159,008千円
賞与引当金	63,222千円
減損損失	24,054千円
未払事業税	21,885千円
その他	91,823千円
繰延税金資産の合計額	359,995千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△39,344千円
資産除去債務	△11,280千円
その他有価証券評価差額金	△390千円
その他	△1,202千円
繰延税金負債の合計額	△52,218千円
繰延税金資産の純額	307,776千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社では、研究開発や工場設備への投資、コンサルティング・セールスを展開する営業体制の強化などに備え、必要となる資金を柔軟かつ機動的に確保できるよう留意しております。したがって、原則として期間が5年を超える長期の金融商品での資金運用は行わず、超短期（1年以内）、短期（1年超3年以内）、中期（3年超5年以内）を中心に資金を運用する方針であります。また、期間5年超の金融商品での運用は、社内稟議や取締役会での決議を要するなど、実施までに十分な検討を加えることとしております。

一方、資金調達については対象となる投資等の規模や目的、時期などを十分に勘案し、資本市場や金融機関からの調達を検討することとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

① 営業債権（受取手形、売掛金等）

営業債権については、得意先の信用リスクが伴います。当社では、そのリスクを回避するため次のような体制を導入しております。

(イ) 期日までに入金が確認できない得意先については、入金が確認できるまで出荷を一時停止するなどして対処する。

(ロ) 一定水準以上の営業債権を有する得意先への販売を行う場合は、社内の与信管理規程に基づき、当該得意先への販売状況や過去の入金状況、今後の回収見込みなどを十分に勘案し社内稟議を経て販売するか否かを決定する。

② 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券については、発行体の信用リスクや価格変動リスク等が伴います。そのリスクを回避するため次のような体制を導入しております。

(イ) 有価証券（短期資金）については、定期預金や短期運用商品等のうち、比較的安全性の高い金融商品へ投資する。

(ロ) 投資有価証券については、社内に「有価証券投資運用基準」を定め、業界の情報収集や得意先（非上場会社）への出資等、事業内容に照らして必要と判断する範囲内で投資する。

③ 営業債務（買掛金、未払金等）

営業債務については、大部分が期間が3ヶ月以内の短期債務ですが、期日内での支払いが実行できないリスクが伴います。そのリスクを回避するため、各部門からの報告や取締役会の決議、社内稟議の決裁状況等の情報を社内のイントラネット等でタイムリーに把握することで、あらかじめ必要となる支払資金を短期運用商品等の流動性資金を中心に確保する体制を導入しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注) 2 参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	3,992,698	3,992,698	—
(2) 受取手形	25,130	25,130	—
(3) 売掛金	1,263,029	1,263,029	—
(4) 有価証券及び投資 有価証券			
満期保有目的の債券	300,000	300,799	799
その他有価証券	10,910	10,910	—
(5) 買掛金	(151,259)	(151,259)	—
(6) 未払金	(510,671)	(510,671)	—
(7) 未払法人税等	(409,000)	(409,000)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、並びに (3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 買掛金、(6) 未払金、並びに (7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額40,734千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	3,992,698	—	—	—
受取手形	25,130	—	—	—
売掛金	1,263,029	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	50,000	250,000	—	—
合計	5,330,859	250,000	—	—

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 391円33銭
2. 1株当たり当期純利益 53円43銭

(注) 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり情報の各金額を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(株式分割)

当社は、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、2019年1月30日開催の取締役会決議に基づき株式の分割を行ったため、2019年4月1日付をもって発行済株式の総数が1,859,076株増加いたしました。

当該株式の分割の内容は、以下のとおりであります。

(1) 2019年4月1日付をもって、普通株式1株を1.1株に分割する。

(2) 分割の方法

2019年3月31日（但し、当日は株主名簿管理人の休業日のため、実質上は2019年3月29日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有株式数を、1株につき1.1株の割合をもって分割する。

なお、1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報に関する注記)に反映されております。

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

コタ株式会社
取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員 業務執行社員	公認会計士	大 嶋 豊 ㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	平 岩 雅 司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コタ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表) 及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月16日

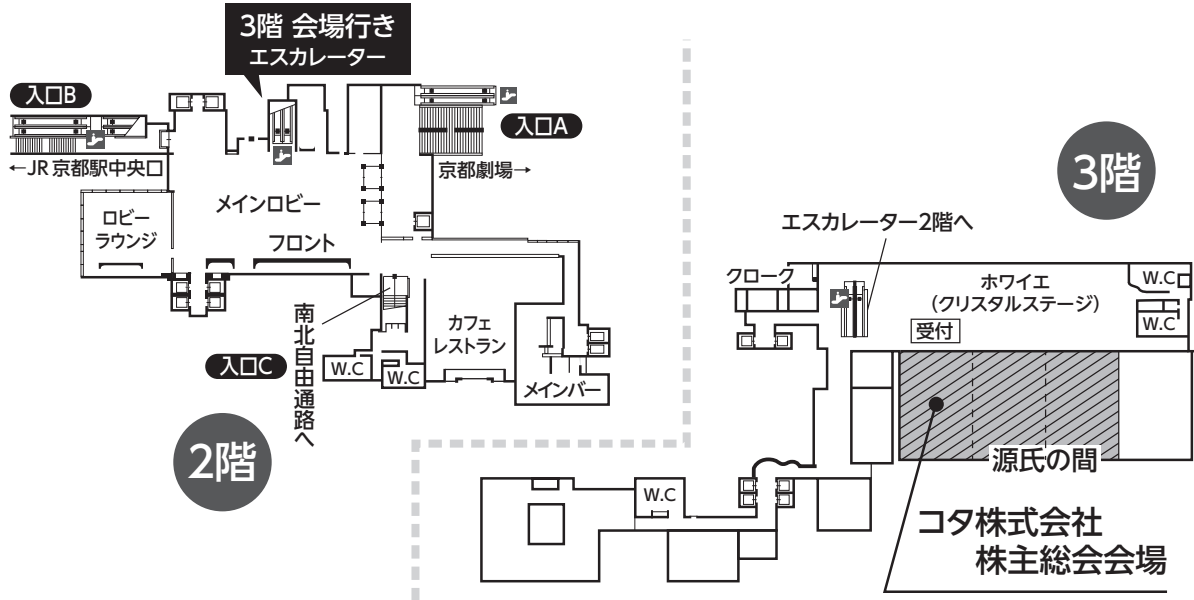
コタ株式会社 監査役会

常勤監査役	冨	永	渉	㊟
社外監査役	村	田	智之	㊟
社外監査役	竹	仲	勲	㊟

以上

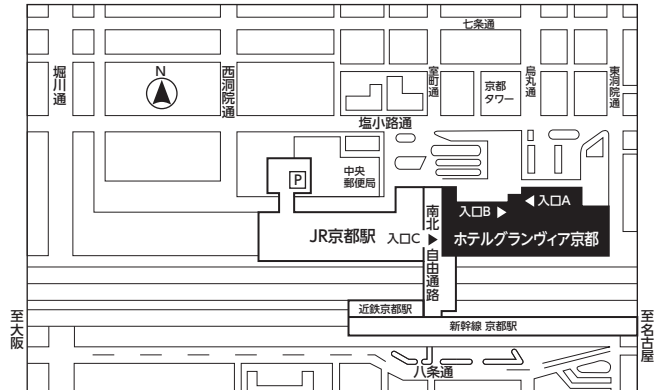
株主総会会場ご案内図

会場 京都市下京区烏丸通塩小路下ル（京都駅ビル内）
ホテルグランヴィア京都 3階「源氏の間」



○ホテル正面(1階)よりお越しの株主様は **入口A** から、
JR京都駅中央口よりお越しの株主様は **入口B** から、
南北自由通路よりお越しの株主様は **入口C** から、
ホテルグランヴィア京都2階メインロビーにお越しのうえ、
エスカレーターにて3階「源氏の間」までお越しください。

○なお、京都駅ビルには駐車場はございますが、混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。



○ホテルグランヴィア京都(株主総会会場)は、JR京都駅に直結しております。

